

国民の声を国政へ 国会論戦

被災3年で切り捨てやめよ 低所得の若者も対象に 住宅セーフティーネット法案で本村氏

もとむら伸子衆院議員は7日、国土交通委員会、「住宅セー



フティーネット法案」(同日、全会一致で可決)に関連して、新制度および住宅政策の拡充について質問しました。

新制度は、空き家等を活用し、低所得者、高齢者、障害者、被災者など「住宅確保要配慮者」の住まいの確保を支援するものです。本村氏は、新制度の対象にあげられる被災者の定義が「発災から3年以内」となっていることについて、「年数で機械的に被災者を切

り捨てるのは許されない」と追及。石井啓一国交相は「東日本震災の被災者は、特別法で最長10年としており、今回の改正案でも省令で、個別の災害状況に応じて、きめ細かい対応をする予定だ」と答えました。

また、本村氏の質問に対し、由木文彦住宅局長は「若者の低額所得者は、当然、この概念に該当する」と答弁しました。

家賃補助の制度化を求める

本村氏は、公営住宅の確保に国が責任を持つこと、住宅確保要配慮者への家賃補助について恒久的な制度にすること、個人への家賃補助を法定化することなどを求めました。

人体への影響心配 化学物質 審査の緩和を批判 武田議員

武田良介参院議員は6日、経済産業委員会・環境委員会連合審査で、「化学物質審査規制法」(化審法)改定案は、化学物質の審査制度をさらに緩和するものと批判しました。

現行法は、特例制度で、毒性を含む可能性のある新規化学物質であっても、少量なら審査しないとしています。改定案は、特例制度をさらに緩和し、用途によって環境排出量が少ないとされれば、検査なしに従来の1000倍もの量の製造・輸入が可能となるケースもあります。

武田氏は、美白効果の高さだけに注目し、悪影響を無視して販売したことで、使用者の顔や手に白斑被害がでたカネボウ化粧品品の事例を紹介。政府資料が法改定の理由にビ



ジネス機会の喪失を挙げていることを示し、「産業界

からの要望を盛り込んだものではないか」と批判しました。

山本公一環境相は「化審法の原点を忘れることなくがんばりたい」と釈明。武田氏は、人の健康や自然環境に悪影響を及ぼす化学物質を規制する法律の精神にもとづき、規制緩和は許されないと主張しました。

国・自治体は公営住宅確保に責任を 参考人質疑で本村氏

もとむら伸子衆院議員は7日の国土交通委員会での住宅セーフティーネット法に関する質疑で参考人に質問しました。

本村氏は、自治体が責任をもって公営住宅を確保することが大切だと強調した上で、公営住宅に本来は入れる条件のある方で民間住宅に住んでいる方への政策や、家賃補助についての考えについて聞きました。

国民の住まいを守る全国連絡会



代表幹事の坂庭國晴氏は、公営住宅に入居できる条件の世帯は727万世帯あり、そのうち204万世帯が高家賃負担になり、先進国の中で家賃補助がないのは日本ぐらいだと述べました。また、ヨーロッパ諸国では公営住宅を建設した後で住宅予算を家賃補助に振り向けると指摘。住宅関係予算に対して国全体で真摯に向き合い、家賃補助やUR住宅での家賃減額措置を行うことが必要だと述べました。

NPOでホームレス支援を行ってきた立教大学大学院特任准教授の稲葉剛氏は、住まいを失った生活困窮者の生活再建にとって活用できる住宅政策がなく、活用できるのは、生活保護や自立支援センターぐらいしかないとのべ、欧米では、ホームレス対策というのは、住宅政策、住宅支援という観点から行われていると述べました。本村氏は、自身もホームレスの方の相談に乗る中で、家賃債務保証会社に荷物を撤去されて追い出され、裁判をする余裕もなく泣き寝入りせざるを得なかった事例があるとのべ、追い出しの規制法が必要だと述べました。